

クラブ代表者会議 規程

第1条 〔目的〕

本規程は、AFL Japan リーグ規約第9条に基づき、クラブ代表者会議の組織、権限および運営に関する事項について定める。

第2条 〔構成〕

- (1) AリーグおよびGOリーグにそれぞれクラブ代表者会議を設置する。
- (2) 各委員会を構成する委員は次のとおりとする。
 - ① Aリーグクラブ代表者会議
Aリーグのマネジャー、実行委員およびクラブから1名ずつ選任された代表
 - ② GOリーグクラブ代表者会議
GOリーグのマネジャー、実行委員およびクラブから1名ずつ選任された代表

第3条 〔資格要件〕

クラブ代表者は、クラブで定めた方法により選出された者またはその代理であることを要する。

第4条 〔招集〕

- (1) Aリーグクラブ代表者会議、GOリーグクラブ代表者会議は、原則として隔月1回招集し、その他必要があるごとに随時招集するものとする。
- (2) クラブ代表者会議は電話、インターネット等の通信回線を使用しての会議として開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができるという環境であることを要する。

第5条 〔招集権者および議長〕

- (1) クラブ代表者会議は、マネジャーが招集し、その議長となる。ただし、マネジャーに事故あるときは、実行委員会が予め指定した実行委員がこれにあたる。
- (2) クラブ代表者会議の招集は、予め実行委員会において定めた期日の場合を除き、クラブ代表者に対し、会日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りではない。

第6条〔権限〕

- (1) クラブ代表者会議は、実行委員会から委嘱された事項を決定する。
- (2) 次の事項は、実行委員会による決定に先立ち、関係するクラブ代表者会議の審議を経るものとする。
 - ① リーグ運営の基本方針に関する事項
 - ② 事業計画および事業報告に関する事項
 - ③ 予算および決算に関する事項
 - ④ 試合実施に関する事項
 - ⑤ スポンサー契約に関する事項
 - ⑥ 公衆送信権に関する事項
 - ⑦ 商品化権に関する事項
 - ⑧ 公式試合に派遣されるマッチコミッショナーの推薦

第7条〔定足数および決議要件〕

クラブ代表者会議の決議は、クラブ代表者現在数の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第8条〔オブザーバー出席〕

予めマネジャーに届け出て承認を得た者は、オブザーバー（議決権はない）としてクラブ代表者会議に出席することができる。

第9条〔関係者の出席〕

- (1) AFL Japan の理事は、クラブ代表者会議に出席し、意見を述べることができる。
- (2) クラブ代表者会議は、必要に応じて議案に関係ある者を出席させ、その意見または報告を聴取することができる。

第10条〔議事録〕

クラブ代表者会議の議事経過の要領および結果は議事録に記載し、これをリーグに保存する。

第11条〔事務の統括〕

クラブ代表者会議に関する事務は、リーグのマネジャーが統括する。

第12条〔改正〕

本規程の改正は、実行委員会の決議に基づきこれを行うものとする。

第13条〔施行〕

本規程は、平成30年4月1日から施行する。